



『兵庫医科大学 疾病治療と就労及び職場復帰に係わる実施要領』の制定について

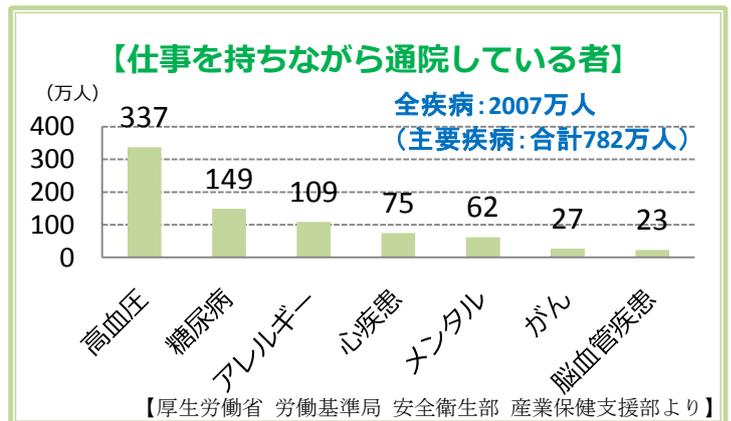
平成 28 年 2 月、厚生労働省より「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が公表されました。本ガイドラインでは、がんや脳血管疾患などの疾病を抱える労働者が就労の継続を希望する場合に、治療と就労の両立ができるよう、事業所において適切な就業上の措置や治療に対する配慮などの取組みを行うことが示されています。

本学西宮キャンパスにおいても、メンタルヘルス疾患、がん、脳血管疾患などの疾病に伴う欠勤者、休職者の職場復帰や治療と職業生活の両立を健康管理面から支援するための制度を新たに構築しました。

◆◆◆治療と職業生活の両立支援を巡る状況◆◆◆

【疾病を抱える労働者の状況（厚生労働省より）】

- ・ 一般定期健康診断の有所見率は 5 割を超え、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向である。
- ・ 労働人口の約 **3 人に 1 人**が、何らかの疾患を抱えながら働いており、多くの人が治療と就労の両立に取り組んでいる。
- ・ 診断技術や治療方法の進歩により、疾病を抱えていても離職や休職をせずに治療を受けながら仕事を続けられる可能性が高まってきている。

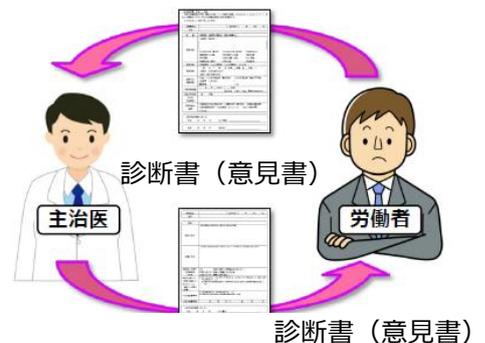


◆◆◆復職支援、両立支援の基本的な進め方◆◆◆

第 1 ステップ：主治医の意見書を事業所に提出（職員から事業所へ申し出）

- ・ 職員本人から主治医に対して、自らの体調及び業務内容等について説明し、診断書（意見書）の作成を依頼。
- ・ 主治医は、症状、就業の可否、望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した診断書（意見書）を作成。
- ・ 職員は、主治医に作成してもらった意見書を事業所に提出。

体調、業務内容等



第 2 ステップ：産業医による意見書の作成

- ・ 産業医は、（必要に応じて）職員の就労に係わる状況を把握するために面談を実施。
- ・ 産業医は、主治医の診断書（意見書）内容および本人の状況を総合的に判断し、産業医意見書を作成。

両立支援プラン



作成



第 3 ステップ：事業者が就業上の措置等を検討

- ・ 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、（必要に応じて）職員および所属長の意見を聴取したうえで、就業の可否、就業上の措置、治療に対する配慮の内容を検討。

第 4 ステップ：職場復帰/就業上の措置の決定

- ・ 事業者が、就業の可否、就業上の措置を最終決定。
- ・ 必要時、具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」を作成。
- ・ 産業医、保健師等により定期面談等により経過観察を行う。

教職員の皆さんが、疾病の有無にかかわらず、いきいきと働き続けることができれば、事業所全体の活力となります。体調面のご不安や疾病治療を続けながら働くことについてのご不安がありましたら、お気軽に保健管理室までご連絡ください。

【復職支援・両立支援に関する相談窓口】

保健管理室(10号館1階) 担当: 竹淵保健師・小嶋保健師

《連絡先》内線: 6544、外線: 0798-45-6544、E-mail: ma-takebuchi@hyo-med.ac.jp

